

(3) 不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
<p>政策企画部 危機管理室</p>	<p>平成27年度の「遅参・早退・未入力リスト」により確認したところ、平成27年4月から平成28年3月までの間に、出勤又は退勤の記録が行われていない事案が100件あることが判明した。</p> <table border="1" data-bbox="460 558 1347 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">件数</th> <th colspan="3">内 訳</th> </tr> <tr> <th>防災当直 関連</th> <th>出退勤打刻 忘れ</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災企画課</td> <td>69件</td> <td>31件</td> <td>36件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>災害対策課</td> <td>26件</td> <td>17件</td> <td>3件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>消防保安課</td> <td>5件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100件</td> <td>48件</td> <td>40件</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table>		件数	内 訳			防災当直 関連	出退勤打刻 忘れ	その他	防災企画課	69件	31件	36件	2件	災害対策課	26件	17件	3件	6件	消防保安課	5件	0件	1件	4件	計	100件	48件	40件	12件	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務の取扱いや、職員の出張等に関する事務の取扱いなどサービス管理について遵守することを徹底されたい。</p> <p>特に危機管理室においては、毎日当直勤務を行っている所属であることから、速やかに再発防止のための対応策を講じられたい。</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、サービス第6章他】 職員の出退勤記録は、職員本人がシステムとオンライン接続されたオンラインタイムレコーダー（OTR）のIDカードリーダー部に職員証（IDカード）をタッチする方法により出勤又は退勤の記録を行うか、システムとオンライン接続されたパソコンから出勤又は退勤の記録を行う。 出退勤の記録がない場合は「遅参・早退・未入力リスト」に掲示されるとともに、職員本人及び直接監督責任者の総務システムトップページにお知らせ表示される。 直接監督責任者は、「遅参・早退・未入力リスト」を確認し、必要な出勤簿修正を行う。</p> <p>【人事給与（知事部局）FAQ】 Q 危機管理当直となった場合の退勤及び出勤記録の取扱いはどうなるのでしょうか。 A 大手前庁舎の場合 同一勤務公署における継続勤務とみなすため、退勤及び出勤記録を行わないでください。 なお、システム上「未入力」となりますので、グループ長等が「出勤簿修正」画面の1日目の「早退等」欄及び2日目「遅参等」欄に「宿直」を入力してください。</p>	<p>本件監査結果をグループ長会議において共有し、「遅参・早退・未入力リスト」によるチェックの徹底、「職員の出張等に関する事務の取扱い」のグループ員への周知など、適切なサービス管理について注意喚起を行った。</p> <p>また、防災企画課（総務・企画グループ）においても、当直勤務表や「遅参・早退・未入力リスト」により、危機管理室全体のチェックを日々行い、再発防止に努める。</p>
	件数			内 訳																											
		防災当直 関連	出退勤打刻 忘れ	その他																											
防災企画課	69件	31件	36件	2件																											
災害対策課	26件	17件	3件	6件																											
消防保安課	5件	0件	1件	4件																											
計	100件	48件	40件	12件																											

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成28年6月14日から同年7月14日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
刀根山高等学校	<p>職員が物品の購入等のため、購入先店舗等へ外出する際に、必要となる旅行命令手続等を行っていないものがあった。</p> <p>(旅行命令手続が行われていなかった主な内容)</p> <table border="1" data-bbox="468 600 1522 1377"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>(出発地) (目的地)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町 ほか3件</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町 ほか5件</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池東町 ほか2件</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市清風荘 ほか3件</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池東町 ほか1件</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 箕面市桜井 ほか2件</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 豊中市新千里東町 ほか1件</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 池田市天神 ほか6件</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 池田市栄町 ほか1件</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 伊丹市池尻 ほか5件</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>刀根山高等学校 ～ 西宮市河原町 ほか3件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44件 (実人員14名)</td> </tr> </tbody> </table>	月	(出発地) (目的地)	4月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町 ほか3件	5月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町 ほか5件	6月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池東町 ほか2件	7月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町	8月	刀根山高等学校 ～ 豊中市清風荘 ほか3件	9月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池東町 ほか1件	10月	刀根山高等学校 ～ 箕面市桜井 ほか2件	11月	刀根山高等学校 ～ 豊中市新千里東町 ほか1件	12月	刀根山高等学校 ～ 池田市天神 ほか6件	1月	刀根山高等学校 ～ 池田市栄町 ほか1件	2月	刀根山高等学校 ～ 伊丹市池尻 ほか5件	3月	刀根山高等学校 ～ 西宮市河原町 ほか3件	合計	44件 (実人員14名)	<p>旅行命令手続のルール等について、周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1576 562 2199 1276" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅行命令等) 第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。</p> <p>【大阪府立高等学校等処務規程】 (出張) 第13条 校長は、公務のため職員を出張させようとするときは、前日までに所要の手続をしなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> </div>	<p>当該監査後に、勤務公署を離れる場合には、必ず旅行命令手続等を行うよう、職員会議において、全教職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、定期的に旅行命令手続きのルール等について、全教職員に周知徹底を図るとともに、関係法令を遵守し、再発防止に努める。</p>
月	(出発地) (目的地)																														
4月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町 ほか3件																														
5月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町 ほか5件																														
6月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池東町 ほか2件																														
7月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池中町																														
8月	刀根山高等学校 ～ 豊中市清風荘 ほか3件																														
9月	刀根山高等学校 ～ 豊中市蛍池東町 ほか1件																														
10月	刀根山高等学校 ～ 箕面市桜井 ほか2件																														
11月	刀根山高等学校 ～ 豊中市新千里東町 ほか1件																														
12月	刀根山高等学校 ～ 池田市天神 ほか6件																														
1月	刀根山高等学校 ～ 池田市栄町 ほか1件																														
2月	刀根山高等学校 ～ 伊丹市池尻 ほか5件																														
3月	刀根山高等学校 ～ 西宮市河原町 ほか3件																														
合計	44件 (実人員14名)																														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年5月23日）